

臥龍会 支部代表者各位

緊急事態措置(栃木県)解除を受けてのお願い

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教室運営について④

平素は当会にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

5月14日政府から特定警戒地域を除く39県の緊急事態宣言解除が発表され、それを受け5月15日、栃木県ではほぼ全ての業種において緊急事態措置（休業要請）が解除されました。

しかし、ご承知のように今後、第二波、第三波の到来も懸念されることから、引き続き、気を緩めることのない徹底した防止対策が肝要と思われま

つきましては本部として、あらためて各支部教室の運営に際し、

【令和2年5月16日（土）～当面の期間】

「教室運営の際の感染症防止対策の更なる徹底」

「＜新しい生活様式（政府提唱）＞の実践」

＜具体策＞「三密」の回避 （※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成ガイドラインに基づく）

○密接の回避＝少人数・滞在時間の制限

なるべく少人数で行う。→ 時間をずらして「入れ替え制」をとる。

○密集の回避＝四方を空けた席配置

児童生徒同士、また指導者との間の距離を取り、至近接触を避ける。

○密閉の回避＝頻繁な換気

可能な限り窓を開ける。扇風機を利用する。

○衛生対策

全員のマスク着用。対面場でのビニールカーテン等の設置。

入室時の体調体温チェック。こまめな手指洗い励行。

教室の出入り口、共用の机、ドアノブなどのアルコール消毒徹底。

のご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

また、栃木県以外の支部教室の運営につきましては、お住いの各自治体から発表された要請を参照の上、適切な措置を講じてください。

何かご不明な点がございましたら、臥龍会本部までお問い合わせをお願いします。

臥龍会本部